

国民年金保険料の未納を防ぐために…

知っていますか？ 保険料の免除制度

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることができなくなることがあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「**全額免除**」または「**一部免除**」される制度があります。

▶ **全額免除**… 保険料の全額※を免除 ※平成 28 年度は月額 16,260 円

▶ **一部免除**… 保険料の一部を免除（4 分の 3 免除・半額免除・4 分の 1 免除）

＜免除が承認された場合の保険料額＞

【平成 28 年度】

	全額免除	4 分の 3 免除	半額免除	4 分の 1 免除
保険料額（月額）	0 円	4,070 円	8,130 円	12,200 円

* 減額された保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除を受けるための条件

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が、下の計算式の金額以下であれば、免除を受けることができます。

全額免除 ▶ $(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$

4 分の 3 免除	▶ 78 万円	} + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	▶ 118 万円	
4 分の 1 免除	▶ 158 万円	

* 申請者本人のほか、配偶者および世帯主のいずれの方も、前年所得が上の計算式のコロ以下である必要があります。

* 平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月分の申請については、平成 27 年中の所得で審査を行います。

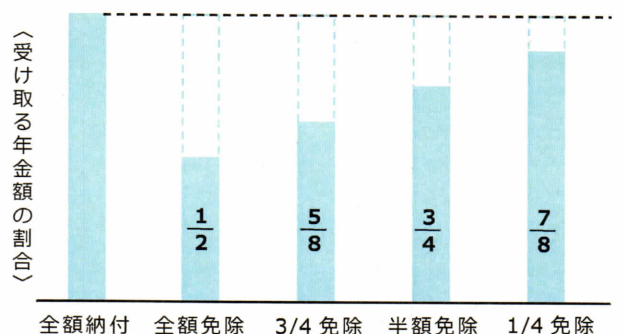
⚠ 将来の年金への影響

免除が承認された期間は、全額納付した場合と比べ保険料負担が軽減されているため、右図のとおり受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

* 免除が承認された期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

* 平成 21 年 3 月以前の免除期間は、以下のとおり右図の割合とは異なります。

- 全額免除……1/3 ● 4 分の 3 免除……1/2
- 半額免除……2/3 ● 4 分の 1 免除……5/6



⚠ 付加年金・国民年金基金に加入している方はご注意ください

全額免除または一部免除が承認されると、付加年金および国民年金基金はご利用できません。
また、付加年金および国民年金基金は、さかのぼっての加入ができません。

免除を受けるには、申請が必要です

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所にご提出ください。（郵送も可能です）

この申請書は各窓口にご用意しているほか、日本年金機構ホームページからも印刷できます。

納付猶予…50歳未満（※）の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度（納付猶予制度）のことです。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

ご希望により、毎年の申請が不要になります

全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除または納付猶予の承認を希望する場合には、申請が不要になります。ただし、失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

申込方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」にある継続希望区分欄の「1. する 2. しない」の『1. する』に○をつけてご提出ください。

* 審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

過去2年までさかのぼって免除申請ができます

平成26年4月より、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

免除期間の保険料は、あとから納めることができます

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

これを補うために、10年以内（例：平成28年7月分 → 平成38年7月まで）であれば、あとから保険料を納めることができ、納めると年金額は減少しません。この制度を「追納制度」といいます。

* 免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

* 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

「免除」や「追納」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索